

東京湾口航路事務所

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 東京湾中央航路環境検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団 と随意契約したい。

記

本業務は、東京湾中央航路開発保全航路整備事業(中ノ瀬西方海域浚渫)に対する環境保全計画等について、学識経験者や専門家等で構成する検討会を設置し検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、東京湾の環境に関する知見を有するとともに自然環境や生物環境、また工事による環境への影響などに関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

よって、自然条件や生物環境にかかる専門的な知見及び環境保全計画等の立案に関する知見を有する者から、「自然環境及び生物環境に配慮した環境保全計画及び環境監視計画の検討を行ううえでの着眼点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

一般財団法人みなと総合研究財団は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案等及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を特定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人みなと総合研究財団 と随意契約を行うものである。

